

運搬容器の概要

No.	運搬容器の種類	名称	個数	運搬する廃棄物の種類
1	ステンレス製ドラム天板取り外し式	PCBガイドライン ①小型容器(固体用)	2	PCBが染み込んだ木くず
2	樹脂製ジェリ缶	PCBガイドライン ②小型容器(液体用)	10	PCB
3	漏れ防止型金属容器	PCBガイドライン ⑦漏れ防止型金属容器	10	トランス、コンデンサ
4	タンクコンテナ	PCBガイドライン ⑪移動タンク貯蔵所	2	PCBを含む油
5				
6				
7				
8				
9				
10				

- ※1 容器の種類はPCB廃棄物収集・運搬ガイドライン（平成16年3月環境省、以下「PCBガイドライン」という。）の「表3. 2運搬容器」及び低濃度PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン（平成25年6月環境省、以下「低濃度PCBガイドライン」という。）の「表II-3. 1運搬容器」の内容欄の具体的な容器の種類（鋼製ドラム、ペール缶等）を参考に記載すること。
- ※2 名称はPCBガイドラインの「表3. 2運搬容器」及び低濃度PCBガイドラインの「表3. 1II-運搬容器」の名称欄にある名称を記載すること。
 (例) ①小型容器(固体用)、⑤ポータブルタンク(固体用)など
 なお、低濃度PCBガイドラインにおいて、機械により荷役する構造を有する容器の特例に該当する機器で、微量PCB汚染絶縁油が漏洩していないもの、及び微量PCB混入廃油付着物で自由液がないもの並びに低濃度PCB含有廃油付着物で廃PCB等の自由液がないものについては、処分先での指定容器がある場合があるので、注意すること。
- ※3 PCB廃棄物の種類は具体的な品物の種類を記載すること。
 (例) トランス、コンデンサ、PCBを含む廃油、微量PCB汚染絶縁油など
- ※4 容器の仕様書（材質、寸法、容量その他の性能等について説明した書類）を添付すること。
- ※5 小型容器、IBC容器、ポータブルタンクについては、危険物容器検査証の写しを添付すること。
 (低濃度PCB廃棄物のみの運搬であって、かつ、陸上運搬のみしか行わない場合は省略可)
- ※6 漏れ防止型の金属製容器及び漏れ防止型の金属製トレイについては、PCBガイドライン3. 3及び低濃度PCBガイドライン3. 4に規定する自主検査項目について、検査済みであることがわかる書類を添付すること。

運搬容器の写真

No. 1 (PCB廃棄物様式1-1の番号)

1 運搬容器の写真

(写真を貼付してください。)

※おおむね申請日の6箇月以内に撮影したものとすること。

※更新許可申請・変更許可申請の場合で、前回申請時と内容に変更がない場合、PCB廃棄物様式5を提出することで添付を省略できます。

運搬容器の運搬車両への固定方法

No. 1 (PCB廃棄物様式1-1の番号)

1 固定方法

鎖で運搬車両に縛り付ける。

2 固定状況の写真

(写真を貼付してください。)

※おおむね申請日の6箇月以内に撮影したものとすること。

※更新許可申請・変更許可申請の場合で、前回申請時と内容に変更がない場合、PCB廃棄物様式5を提出することで添付を省略できます。

連絡設備等の概要

1 使用機器

- ・ *OO社製GPS*
- ・ *携帯電話*

※ GPSを使用する場合は、カタログ等主要な機能がわかる書類を添付すること。

2 収集運搬の状況確認方法

GPSを用いた連絡システムにより各車両の位置を把握できる端末を△△営業所に設け、運行管理責任者が常時監視を行い、車両の位置を確認する。

3 緊急時の連絡方法

○事故発生時

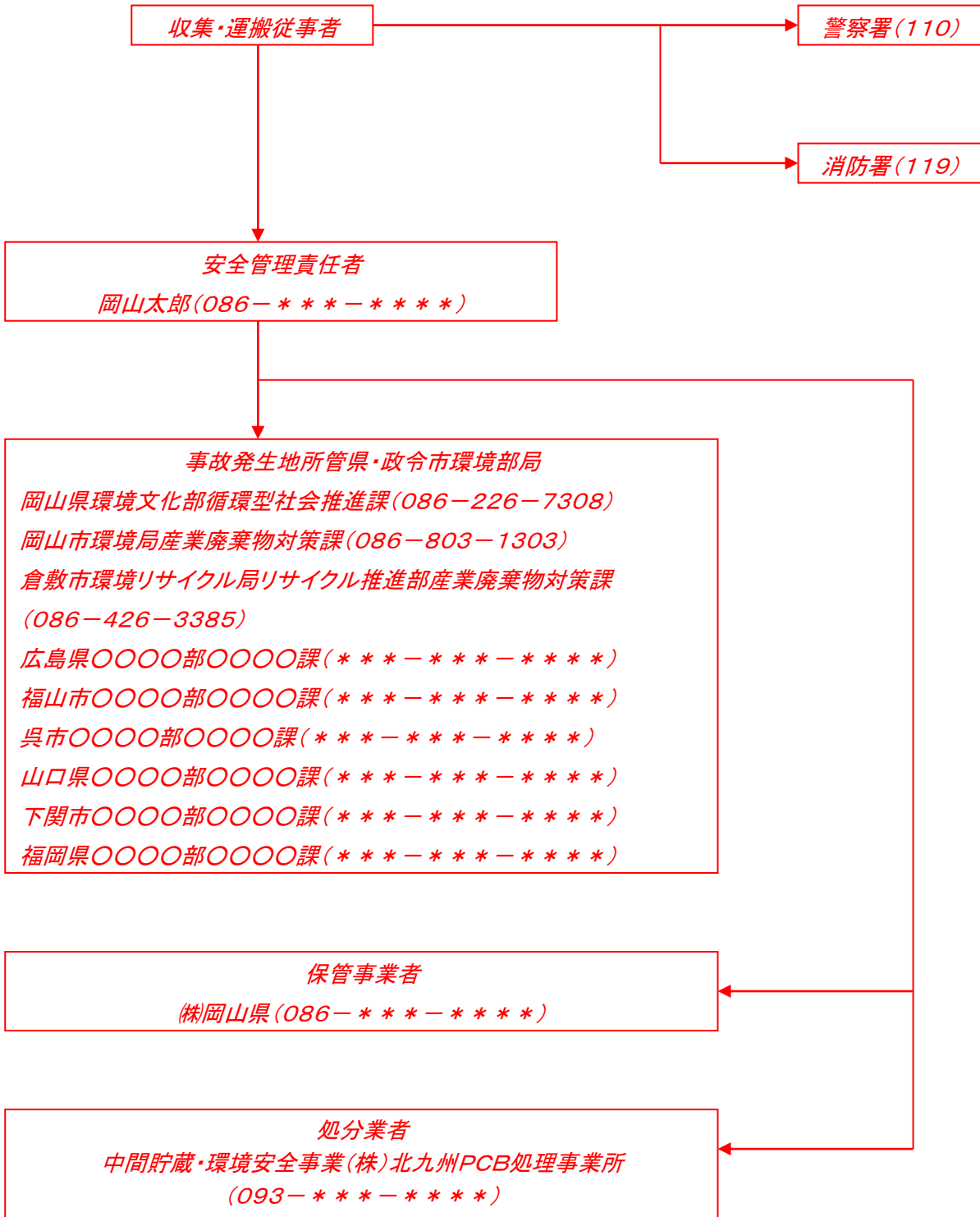
- ・ *収集・運搬従事者から消防署、警察署及び安全管理責任者へ電話連絡を行う。*
- ・ *安全管理責任者は、緊急連絡先を記載した書類に基づき自治体等関係者へ電話連絡を行う。*

○その他

- ・ *GPSシステムにより運搬車両の動きに不審な点があった場合には、運行管理責任者から収集・運搬従事者に対し状況確認の電話連絡を行う。*

※ 緊急連絡先を記載した書類を添付すること。(なお、収集・運搬経路を管轄する県、政令市はすべて記載すること。)

緊急連絡先



応急措置設備等の概要

No.	種類	防災備品	個数
1	保護衣	化学防護服	2
2	保護手袋	耐油性、耐摩耗性	2
3	保護長靴	耐油性、爪先鋼板入り	2
4	呼吸用保護具	ろ過式マスク	2
5	保護眼鏡	硬質プラスチック製	2
6	流出・飛散防止用具	吸着マット、吸収材、ウエス、土砂	各1
7	改修用具	シャベル、オーブンドラム	各1
8	消火設備	粉末消火器	1
9	連絡設備・器具	携帯電話、無線、GPS	各1
10	緊急時対応マニュアル等	緊急時対応マニュアル、緊急連絡網	各1

※1 PCBガイドライン及び低濃度PCBガイドラインの「表Ⅱ-5. 1」を参考に記載すること。

※2 緊急時対応マニュアルは、PCBガイドライン及び低濃度PCBガイドラインの「表Ⅱ-5. 2」を参考にし
て作成したものを添付すること。

応急措置設備等の写真

No. 1 (PCB廃棄物様式3-1の番号)

(写真を貼付してください。)

※おおむね申請日の6箇月以内に撮影したものとすること。

No. 2 (PCB廃棄物様式3-1の番号)

(写真を貼付してください。)

※おおむね申請日の6箇月以内に撮影したものとすること。

※更新許可申請・変更許可申請の場合で、前回申請時と内容に変更がない場合、PCB廃棄物様式5を提出することで添付を省略できます。

業務体制

1 安全管理体制

① 責任者

	氏名	役職	講習会修了日※
安全管理責任者	岡山太郎	〇〇課長	令和〇年〇月〇日
運行管理責任者	倉敷次郎	□□係長	令和〇年〇月〇日

※1 講習会とは、(公財)日本産業廃棄物処理振興センターが実施するPCB廃棄物の収集運搬作業従事者講習会を指す。

※2 当該講習会の修了証の写しを添付すること。

② 安全管理体制表

<p>安全管理責任者:◎岡山太郎(連絡先:086-***-****)</p> <p>↓</p> <p>運行管理責任者:◎倉敷次郎(連絡先:086-***-****)</p> <p>↓</p> <p>運搬担当者:◎笠岡太郎、玉野次郎、津山三郎、◎美作四郎、瀬戸内五郎、井原花子</p>

※ 講習会修了者の氏名の頭に◎を記入すること。

2 従事者教育の実施状況

① 教育実施日時等

実施日：令和〇年 〇月 〇日

時間： 9時 00分 ～ 17時 00分

講師：岡山太郎(安全管理責任者)

参加者：倉敷太郎、笠岡太郎、玉野次郎、津山三郎、美作四郎、瀬戸内五郎、井原花子

※ 参加者が記載しきれない場合は、別紙を作成し記載してください。

② 教育内容の概要

(公財)日本産業廃棄物処理振興センターが実施するPCB廃棄物の収集運搬作業従事者講習会のテキストを用い、「PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」の内容を中心に講義を行ったほか、作業マニュアル、緊急マニュアルの内容について講義を行った。

具体的な教育内容は、別添のとおりである。

※ 教育内容については、内容を記載した書類を添付すること。

別添

(1) 基本的事項

- ・ 廃棄物処理に係る一般事項
- ・ PCB 廃棄物に係る関係法令
- ・ PCB 廃棄物の性状
- ・ PCB 廃棄物の取扱い方法

(2) 収集・運搬方法の基本的事項

- ・ 処理基準
- ・ 委託契約基準
- ・ マニフェスト制度
- ・ 事前調査の方法及び内容

(3) 積み込み、積下し、積替え・保管の方法

- ・ 運搬容器、運搬車への収納、固定方法
- ・ 荷役方法
- ・ 管理方法
- ・ 漏洩防止、液抜き措置

(4) 運搬の方法

- ・ 運搬車の点検
- ・ 安全運行、運搬経路の遵守
- ・ 運搬中の安全確認
- ・ 位置確認

(5) 表示及び携行書類

- ・ 表示等の方法及び内容
- ・ 携行書類の内容及びその使用方法

(6) 運搬容器

- ・ 運搬容器の基準
- ・ 運搬容器の取扱い方法
- ・ 運搬容器の種類と選定方法
- ・ 運搬容器の維持管理の方法
- ・ 吸収材の使用法

(7) 緊急時の対策

- ・ 緊急時の対応方法(通報・連絡方法、被害防止対策方法)
- ・ 応急措置設備・器具の内容及びその使用方法
- ・ 健康被害及びその予防措置、応急措置

添付書類の省略に関する申立書

令和〇年〇月〇日

岡山県知事 伊原木 隆太 殿

住 所 岡山市北区〇-〇-〇

氏 名 株式会社岡山産業 代表取締役 △△ △△

印

収集運搬業許可 (更新)

令和〇年〇月〇日付けで提出した 特別管理産業廃棄物

処理業事業範囲変更許可

申請書の添付書類について、次の書類は、その内容に変更がないので、添付を省略します。

記

- ① 運搬容器の写真等 (PCB廃棄物様式1-2)
- ② 運搬容器の運搬車両への固定方法 (PCB廃棄物様式1-3)
- ③ 危険物容器検査証
- ④ 自主検査項目について検査済みであることがわかる書類
- ⑤ 応急措置設備等の写真 (PCB廃棄物様式3-2)

(備 考) 省略する場合には、該当項目に○印を記入すること。